

その他

1 語句説明一覧表

語 句	最初に出て くるページ	説 明
いきいきとした川崎の教育を目指して	1	昭和 59 年 6 月「川崎の教育のあり方」について市長の諮問をうけ、学識経験者及び行政関係者からなる「川崎市教育懇談会」が研究・協議を行い、昭和 61 年 11 月に報告としてまとめたもの。懇談会では、川崎のこれからの教育のあり方について、「川崎の教育を考える市民会議」の討議も含め、市民の教育への意思・意見及び教育関係者等から寄せられた意見をくみながら検討を深めるなど、広く調査研究及び協議を行った。
教育活動サポート一	1	学生や教員OBなどをサポートとして学校に派遣し、教育活動の支援や個別の児童生徒の学習支援を行う。
特別支援教育サポート	1	市立学校において教員の補佐として配置され、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して一人ひとりのニーズに応じ、週に数時間、学級内及び学級外において個別的な学習や社会性の育成等の支援を行う人。
学校運営協議会	1	保護者及び地域住民が学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むため、教育委員会が指定する学校（コミュニティ・スクール）に設置する機関。 教育委員会が保護者、地域住民、当該校の校長及び教職員、学識経験者等の中から任命する委員により構成される。
学校評価システム	2	学校が、保護者や地域住民等から理解と参画を得ながら、PDCAサイクル（Plan 目標設定—Do 実行—Check 評価—Action 改善）を確立する中で、学校づくりを進める仕組み。
各区・教育担当	2	区役所内の関係課をはじめ、各関係諸機関との連携を図りながら、きめ細やかな学校支援、総合的な子ども施策の推進、学校と地域の連携強化等を行う学校教育部の機関。
地域交通安全員	2	児童生徒の通学時における交通安全及び通学路の安全を図るために、通学路上での誘導、交通整理、安全指導をする臨時の任用職員。
学校支援センター	2	さまざまな知識や技能、経験を持つ地域の方々の学校支援ボランティアなどへの参加をコーディネートするもので、教育委員会が各区に配置している。主に、学校支援の活動をする地域の方や事業所等の発掘・リストづくりを行い、各学校からの依頼を受けて紹介する活動を行っている。
かわさき共生＊共育プログラム	2	川崎市が実施している参加型体験学習。体験を通して、「人づきあい」の方法を楽しく学んだり学びなおしたりすることで、自分と友だちとの豊かな関係や集団と積極的なかかわりをつくりだすために必要なスキル（社会性）を育てるプログラム。
ゆうゆう広場（適応指導教室）	2	教育委員会が、学校以外の場所において、小集団による体験活動・学習活動等を通して、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等を図り、学校や社会への復帰を支援する施設として設置したもの。 なお、適応指導教室については、その役割や機能に照らし、より適切な呼び方を望む声もあり、川崎市では親しみやすい呼称として「ゆうゆう広場」を用いている。

語 句	最初に出てくるページ	説 明
学校施設長期保全計画	2	学校施設について、これまで築45年程度で改築を行ってきた手法に替えて、校舎・体育館の目標耐用年数を80年に設定し、改修による再生整備と予防保全の併用を基本とし、学校施設の教育環境の改善と長寿命化を図るとともに、財政支出の縮減と平準化を図っていくことを目的とした事業。
スクールソーシャルワーカー	2	いじめ・不登校、児童虐待、暴力行為等の諸問題の解決に向け、学校だけでは対応が困難な事例等に対して、子どもに影響を及ぼしている環境（家庭、友人関係等）の改善を図るために、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用したりして支援・援助を行う専門家。 社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する者。本市では、区・教育担当のもとに配置。
通級指導教室	2	小・中学校の通常の学級に在籍している支援を必要とする児童生徒が、ほとんどの学習は在籍校で受けながら、週1回程度通って、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。本市では、言語小学校7教室、情緒等小学校7教室・中学校3教室、難聴1教室（聴学校内に設置し、対象は小・中学生）を設置。
児童支援コーディネーター	2	従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童指導や教育相談の機能を合わせ持った児童支援活動の中核となる教員で学校長から指名された者。校内の全ての児童を対象とし、多様な教育的ニーズへの迅速で適切な対応を可能とする支援体制の構築を推進する。
中学校完全給食実施方針	2	本市の市立中学校の昼食は、「家庭からの弁当」を基本とする「ミルク給食」を実施し、併せて、弁当が持参できない時にそれを補完する制度として「ランチサービス事業」を実施してきたが、中学校完全給食の早期実現を求める市議会の決議や市民の皆様からの様々な意見・要望を踏まえて、教育委員会会議において議論を重ねた結果、中学校においても、小学校と同様に完全給食を実施することが望ましいとの結論に至り、平成25年11月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定。基本方針決定後、児童生徒及びその保護者アンケート調査を実施するとともに、「中学校給食推進会議」や「中学校給食推進連絡協議会」を設置し、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた検討を進め、中学校完全給食実施に係る基本的な事項を「川崎市立中学校完全給食実施方針」として定めた。
地域の寺子屋	2	地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点となる場。各学校の開放施設等を活用し、平日週1回の学習支援、土曜日等月1回の体験活動・世代間交流を行う。
川崎市いじめ防止基本方針	2	平成26年5月に、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した市の基本方針。この市基本方針の中には、いじめ問題は学校の指導や家庭の子育ての問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることや、常に開かれた学校づくりに努め、学校が保護者や地域と一緒にして相互協力する関係づくりを進めていくことが大切であるということが定められている。
校務支援システム	2	教員に一人1台配置されている校務用コンピュータを使ったシステム。インターネットには接続されず、市立学校間のみで情報共有ができる。具体的には、メール、掲示板、行事予定などのグループウェア機能と、出席簿や通信票、指導要録などの校務処理機能がある。
全国学力・学習状況調査	9	全国の小学校6年生・中学校3年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査（小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学）および、学習や生活に関する意識調査を実施。平成27年度は理科も実施予定。
教育委員会制度改革改革	9	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正。教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るなどの、教育委員会制度の抜本的な改革。

語句	最初に出てくるページ	説明
学校教育推進会議	9	校長の求めに応じて、学校の教育目標、教育活動等に関する意見や要望等を述べ、ともに協力し支え合うために、すべての川崎市立学校（学校運営協議会設置校を除く）に設置されている機関。 校長のほか、校長が児童生徒、保護者、地域住民、教職員等から選定・委嘱した計10名程度の委員で組織する。
生きる力	10	変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。
キャリア在り方生き方教育	12	社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であり、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念。
確かな学力	12	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。
地域教育会議	12	学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る市民の自主的な活動組織。各中学校校区と行政区にあり、「教育を語るつどい」、「子ども会議」などを開催する。
支援教育	13	本市において今後、共生社会の実現を推進するための教育の在り方を言う。発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援はこれまで同様に充実させつつ、さらに障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行う。
知縁	13	地域社会において人ととの関係の希薄化が問題となる中、地域を基盤とする社会的関係だけではなく、社会教育を通じた市民の出会いと学びを支援する中で生まれた学びによるつながりのこと。
橋樹官衙遺跡群	13	橋樹官衙（たちばなかんが）遺跡群は、古代の武藏の国橋樹郡の役所跡である「橋樹郡衙（たちばなぐんが）跡」（高津区千年）と、隣接する郡寺跡である「影向寺（ようごうじ）遺跡」（宮前区野川）から構成されている。
川崎市学習状況調査	20	川崎市の小学校5年生・中学校2年生を対象にした学力・学習調査。教科に関する調査（小学校5年生：国語・算数、中学校2年生：国語・数学・英語・社会・理科）および、学習や生活に関する意識調査を実施。中学校1・3年生には5教科の教科に関する調査のみを実施。
学校司書	21	学校図書館法が一部改正（平成27年4月1日施行）され、学校司書は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員と規定された。
少人数学級	23	国が示している学級編成の標準（小学校1年生は35人、その他は40人）を下回る児童生徒数で1学級を編成すること。
少人数指導	23	1つの学級を等質、あるいは、習熟度別、課題別などに応じて2つ以上に分けて行う指導形態および方法。
ALT	25	Assistant Language Teacher の略で、小・中・高等学校で日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師。
中核理科教員（CST）	25	Core Science Teacher の略で、横浜国立大学の中核的理科教員養成プログラムを修了した小中学校教員。

語句	最初に出てくるページ	説明
川崎市子どもの権利に関する条例	27	1989年国連で採択された「子どもの権利条約」に基づき、2000年に全国に先がけ制定された。子どもが一人の人間として尊重され、安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくよう、権利の理念やそれを保障する仕組みなどを定めている。
学校図書館コーディネーター	28	学校を訪問し、図書の選定・整理、図書館の環境整備、学校図書館ボランティアの育成のための研修会の開催など、図書館ボランティアや図書委員会への指導助言を行う。
食育	30	生きる上での基本であって、知育・德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業	30	教育委員会が中心となり、地域の様々な機関等と連携したコンソーシアムを構築し、地域の人的資源を効果的に活用するなどして、子どもの体力向上を推進する事業。
ICT	32	Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術。デジタルカメラやプロジェクター、拡大提示器などの情報機器も含まれる。
無線LAN環境	32	パソコンやタブレット端末などのネットワーク対応機器が、ケーブル（有線）を使わずに電波（無線）を使ってインターネット接続などができる状況。電波を受けるアクセスポイントを教室内や廊下に設置することにより、教室や図書室等からも、ケーブルを使わずにインターネットに接続することができる。
教育の情報化推進計画	32	国の動向や本市の状況の調査をもとに、子どもたちの情報活用能力の育成、教職員の指導力向上、教職員の子どもたちとふれあう時間の確保をめざして策定した計画。概ね5年間を見据えたもので、初版は、2012年（平成24年）3月に作成。総合教育センター情報・視聴覚センターが編集。
中高一貫教育	33	従来の中学校・高等学校の制度に加えて、生徒や保護者が6年間の一貫した教育課程や学習環境の下で学ぶ機会をも選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人ひとりの個性をより重視した教育の実現を目指すものとして、学校教育法等を一部改正し、平成11年4月より選択的に導入することができた制度。
市立高等学校改革推進計画	33	『川崎市立高等学校教育振興計画』のうち「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するための方向性と施策を示す計画として、平成19年7月に策定。中高一貫教育と二部制定時制課程の川崎高校への導入を中心に、商業高校の全日制課程と定時制課程、川崎総合科学高校定時制課程、橘高校定時制課程を対象とした再編計画を「第1次計画」とし、高津高校の全日制課程と定時制課程の再編、橘高校定時制課程の再編を含む計画を「第2次計画」としている。
川崎市立高等学校教育振興計画	33	生徒がいきいきと学び、生きる力を育むことができるよう、これまでの「教育課題についての研究・検討の成果や提言に基づく高等学校の構築」と、「地域に根づいた高等学校の創造」をめざして、平成15年5月に策定した計画。「新しい視点による学校・学科・学系の創造」など、川崎市立高等学校の充実・発展に向けて取り組む内容を5つの項目にまとめた。
障害者の権利に関する条約	35	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約のこと。2014年1月、世界で140番目の批准国として、日本が「障害者の権利に関する条約」を締結した。
障害者差別解消法	35	平成25年6月26日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のこと。障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。

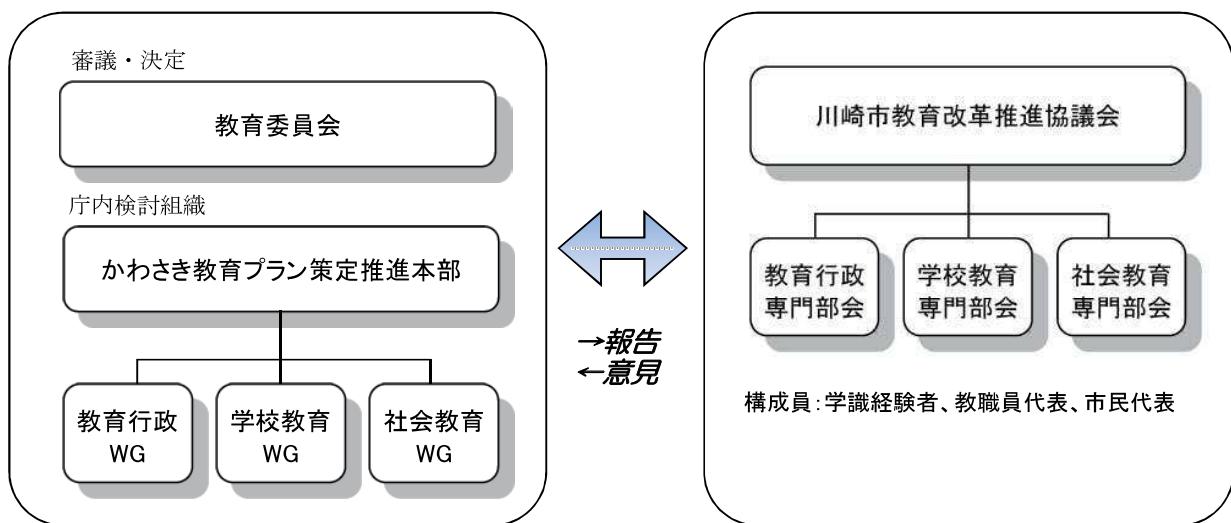
語句	最初に出てくるページ	説明
インクルーシブ教育システム	35	人間の多様性の尊重等、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受ける仕組み。
発達障害	35	自閉症、アスペルガー症候群等その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法）。
医療的ケア	35	医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為のこと。本市では、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、また、小・中学校においては、週1回 90 分の看護師訪問を行い、毎日付き添う保護者の負担軽減を図っている。
特別支援教育コーディネーター	35	校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担うため、各学校の校長に指名された教員。
いじめ防止対策推進法	36	この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めている。平成 25 年 6 月 28 日に公布。
いじめの防止等のための基本的な方針	36	児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第 11 条第 1 項の規定に基づき、文部科学大臣が、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたもの。平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。
就学援助	36	学校教育法第 19 条にかかる就学援助の趣旨に沿って、経済的に就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対し、市が適切な援助を行うことにより、義務教育の機会均等を図る制度。その支給対象は、学用品、通学用品、校外活動、新入学児童生徒学用品、修学旅行、学校給食及び自然教室参加に係る費用など。
児童支援活動推進校	37	専任化された児童支援コーディネーターが、児童支援活動を推進している小学校。24 年度のモデル校 7 校から始まり、26 年度は 44 校となっている。
個別の指導計画	37	特別支援学校学習指導要領の総則に示された幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。 本市では、小学部入学から高等部卒業まで一貫した個別の教育支援計画（年度ごとの個別の指導計画を含む）を「サポートノート」と称し、特別支援学級と特別支援学校において作成を進めている。
特別支援教育推進計画	38	本市の特別支援教育の方向性を示すもので、具体的な施策は、かわさき教育プランの中で示し、進捗管理を行う。第 1 期は平成 17 年度から平成 26 年度、第 2 期は平成 27 年度から概ね 10 年間を対象期間とする。
（仮称）こども心理ケアセンター	40	虐待等により特別なケアを必要とする子どもの抱える課題に対して医療と心理の専門的ケアに配慮した入所施設。法令上は「情緒障害児短期治療施設」。平成 27 年度に施設開設を予定し、平成 28 年度から施設内学級による教育が予定されている。

語句	最初に出てくるページ	説明
効果測定（かわさき共生＊教育プログラム）	41	「かわさき共生＊共育プログラム」の効果を検証するために川崎市が開発したアンケート調査。結果から、子どもたちの社会性や学校生活の満足度、学級に対する感じ方、考え方が確認できる。
スクールカウンセラー	41	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者で、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家。生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。 文部科学省では、平成7年度から、「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置し、平成13年度からは、全国の中学校に計画的に配置することを目標とした「スクールカウンセラー活用事業補助」を開始。本市では、全市立中学校に配置している。
学校巡回カウンセラー	41	小学校・高等学校に要請訪問および定期巡回訪問し、児童生徒・保護者の相談や、必要に応じて緊急支援を担当するスクールカウンセラーの呼称。
メンタルフレンド	41	適応指導教室の諸活動において、子どもとの触れ合いを通じて子どもの健全な育成を援助するため、ボランティア活動として配置した、教育や心理に関心のある大学生・大学院生。子どもの心の友（メンタルフレンド）。
スクールガード・リーダー	44	子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガード（学校安全ボランティア）との連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する、警察官OBなどの防犯の専門家。
夢教育21推進事業	53	各学校の創意工夫を活かした教育活動の充実を図るため、地域人材の活用や学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを推進する事業。
コミュニティ・スクール・フォーラム	53	コミュニティ・スクール指定校が、それぞれの取組内容やその成果を発表し、他の学校へ周知するための場。
拡大要請訪問	55	各教科等、特別支援、教育相談、情報視聴覚、生徒児童指導などの担当指導主事がチームで、1日（半日）学校を訪問して、授業づくりについて指導助言を行う。
輝け☆明日の先生の会	55	川崎市の教職員を目指す社会人・学生などに向けた教師塾。5月～9月の土曜日、全7回開設。
家庭教育推進協議会	60	家庭教育推進事業の円滑な遂行を図ることを目的とする会議。区内の事業調整や集約を行うために行政区ごとに区家庭教育推進協議会を設置し、その代表及び行政委員等で市の家庭教育推進協議会を組織する。
子ども会議	62	川崎市子どもの権利に関する条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために設置された会議。現在、市・7行政区・51中学校区の子ども会議がある。子どもたちから出された意見は、提言、報告書という形でまとめられ、市や区に提出する会議もある。
SNS	64	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供している。（「デジタル大辞泉」より引用）
ネットワーク型行政	65	市民の学びや、学びを通したつながり・活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み。

語句	最初に出てくるページ	説明
社会関係資本（ソーシャルキャピタル）	65	インフラを意味する「社会資本」とは異なる。社会にとって、人と人、人と組織のつながりも一つの資本であるという考え方。いわゆる「村社会」といった日本における伝統的な共同体も社会関係資本であるが、ここでは、開放的で、学びを通じてできた新たなつながりをもって社会関係資本と捉えている。
図書館総合システム	68	市立図書館・市立学校図書室の資料データや利用者データを一元的に管理し、貸出や予約、資料検索などの業務を行うためのコンピュータシステム。
生涯学習情報提供システム	69	生涯学習のきっかけや場を探したり、自身の持つ知識や技術を地域にいかすためなど、様々なニーズに応じた全市的な生涯学習情報を収集し、インターネットなどを通じて容易にそれらの情報を入手できるようにするための仕組み。
指定・登録文化財	71	市内に所在する文化財のうち、特に重要なものについて、市・県・国の文化財に指定・登録し、その保護・活用を図っている。

2 策定体制

学識経験者、教職員代表及び市民代表の委員で構成される「川崎市教育改革推進協議会」からの意見を踏まえながら、教育委員会事務局内に設置した「かわさき教育プラン策定推進本部」においてプランの検討を行ってきました。その結果をプランの案としてまとめ、教育委員会で審議・決定し、策定します。



3 策定経過

○平成 25 年度

No.	開催日	会議名等	内 容
1	4月23日	教育委員会協議会等	○策定想定スケジュールについて ○策定体制について
2	5月14日	第1回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○策定想定スケジュールについて ○策定体制について ○今後3年間の主要課題について
3	5月21日	第1回教育改革推進協議会	○策定想定スケジュールについて ○策定体制について
4	7月 3日	第2回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○今後、10年を見据えた課題の整理について
5	7月 9日 7月16日 7月24日	教育改革推進協議会 第1回社会教育専門部会 第1回学校教育専門部会 第1回教育行政専門部会	○今後、10年を見据えた課題の整理について
6	7月26日	平成25年度第1回かわさき市民アンケート	○7/26～8/16 生涯学習について
7	8月20日	教育委員会協議会等	○今後3年間の課題への取組について
8	10月 7日 10月 9日	教育改革推進協議会 第2回社会教育専門部会 第2回学校教育専門部会	○課題への対応について ○学校教育をめぐる現状と課題
9	11月13日	第3回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○教育施策の今後の基本的方向性について ○現行教育プランの進捗状況及び課題の整理について ○課題への対応について
10	11月18日	第2回教育改革推進協議会	○教育施策の今後の基本的方向性について ○現行教育プランの進捗状況及び課題の整理について ○課題への対応について
11	11月26日	教育委員会協議会等	○教育施策の今後の基本的方向性について ○現行教育プランの進捗状況及び課題の整理について
12	12月26日	第4回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○課題への対応について
13	1月 6日	第3回教育改革推進協議会	○課題への対応について
14	2月12日	教育委員会協議会等	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～(案)について
15	2月17日	第4回教育改革推進協議会	○課題への対応について ○かわさき教育プラン実行計画について
16	2月21日 3月 6日 3月 6日 3月10日 3月10日	小学校長会運営会議 高等学校長会 中学校長会役員会 特別支援学校長会 川崎市教職員組合	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～(案)について
17	2月28日	教育委員会協議会等	○2/28～3/10 第3期実行計画延長案の教育委員意見募集
18	2月28日	教育改革推進協議会	○2/28～3/10 第3期実行計画延長案の協議会委員意見募集
19	3月 6日	各市立学校長	○3/6～3/15 第3期実行計画延長案の学校長意見募集

No.	開催日	会議名等	内 容
20	3月 7日 3月 8日 3月11日 3月11日 3月12日 3月12日 3月13日 3月14日 3月14日 3月15日	市PTA 役員会 高津区PTA 役員会 川崎区PTA 運営委員会 宮前区PTA 運営委員会 中原区PTA 運営委員会 幸区 PTA 運営委員会 麻生区PTA 運営委員会 高津区PTA 運営委員会 中原区PTA 会長会 多摩区PTA 運営委員会	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～（案）について
21	3月17日	教育委員会協議会等	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～（案）について
22	3月18日	市議会総務委員会	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～（案）について
23	3月25日	教育委員会	○かわさき教育プラン～第3期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～について審議、決定目次 Ⅰ 第3期実行計画の重点施策 平成 26 年度の取組について Ⅱ 川崎市の教育の現状と課題 Ⅲ 次期プラン策定に向けた考え方

○平成 26 年度

No.	開催日	会議名等	内 容
1	5月12日	第1回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○策定スケジュールについて ○次期プランの構成及び計画期間について ○今後3年間の主要課題について
2	5月27日	教育委員会	○策定スケジュールについて ○次期プランの構成及び計画期間について
3	5月28日	第1回教育改革推進協議会	○策定スケジュールについて ○次期プランの構成及び計画期間について
4	6月27日	市長と教育委員による学校訪問 京町中学校	○生徒たちの学習の状況やそれを踏まえた授業づくり、学習習慣の確立等についての意見交換
5	7月 8日	スクールミーティング 王禅寺中央中学校	○懇談会テーマ 一人ひとりが生き生きと活動し、生徒が主役になれる学校づくり
6	7月 8日	地域教育会議代表者会議	○今後の地域教育会議のあり方について
7	8月 7日	初任研宿泊研修会	○教育長講話 新しい「かわさき教育プラン」と「キャリア在り方生き方教育」
8	8月11日	第2回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
9	8月11日	社会教育委員会議	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
10	8月25日	教育委員会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
11	8月28日	市議会総務委員会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
12	8月29日	校長研修	○教育長講話 新しい「かわさき教育プラン」の策定と「キャリア在り方生き方教育」の推進
13	9月 1日 9月 3日 9月10日 9月11日 9月19日	中学校長会役員会 特別支援学校長会 高等学校長会 川崎市教職員組合 小学校長会企画会議	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について

No.	開催日	会議名等	内 容
14	9月 3日 9月 3日	教育改革推進協議会 第1回社会教育専門部会 第1回学校教育専門部会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
15	9月 5日 9月10日 9月19日 10月 4日 10月11日 11月 8日 11月10日 11月10日	市PTA役員会 幸区PTA役員会 川崎区PTA役員会 高津区PTA役員会 中原区PTA役員会 多摩区PTA役員会 宮前区PTA役員会 麻生区PTA役員会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
16	10月 8日	21世紀の川崎の教育を創造する研究会 地区研究会の意見交流会	○区ごとに、かわさき教育プランに関連したテーマによる意見交換
17	10月22日 11月 6日 11月11日	高津区地域教育会議交流会 多摩区地域教育会議交流会 中原区地域教育会議交流会	○次期「かわさき教育プラン」の検討状況について
18	10月29日	第3回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
19	11月 4日	社会教育委員会議	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
20	11月 5日	第2回教育改革推進協議会	○「川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画」素案（案）について
21	11月11日	スクールミーティング 高津小学校	○懇談会テーマ これからの社会を生きる子どもたちに必要なもの
22	11月18日	第3回教育改革推進協議会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
23	11月25日	教育委員会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
24	11月29日	かわさき教育フォーラム	○テーマ これからの社会を生きる子どもたちに必要なもの～未来につながるキャリア教育～
25	12月 9日	市議会総務委員会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案（案）について
26	12月25日	教育委員会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案について審議、決定
27	1月 7日	第4回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案に関する意見募集及び市民説明会について
28	1月 8日	パブリックコメント手続	○1/8～2/6 川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案に関する意見募集の実施
29	1月 8日	市PTA役員会、理事会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案に関する意見募集及び市民説明会について
30	1月13日 1月16日 1月16日 1月22日	特別支援学校長会 小学校長会企画会議 中学校長会役員会 高等学校長会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案に関する意見募集及び市民説明会について
31	1月17日 1月21日 1月22日	川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案市民説明会	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案について

No.	開催日	会議名等	内 容
32	1月 20 日	教育委員会協議会等	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案に関するパブリックコメントの実施状況について
33	1月 21 日 2月 4 日 2月 6 日 2月 12 日	子どもたちとの意見交換会 ・小・中学生 ・高津高等学校 ・川崎高等学校 ・橘高等学校	○子どもたちと渡邊教育長の意見交換
34	2月 10 日	教育委員会協議会等	○川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画素案に関するパブリックコメントの実施状況について
35	2月 12 日	第5回かわさき教育プラン策定推進本部会議	○第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）について
36	2月 17 日	第4回教育改革推進協議会	○第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）について
37	3月 12 日	市議会総務委員会	○第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）について
38	3月 13 日	教育委員会協議会等	○第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画（案）について
39	3月 24 日	教育委員会	○第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第1期実施計画について審議、決定

4 川崎市教育改革推進協議会設置及び運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育改革推進協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市の教育改革等のあり方等について意見を述べること。
- (2) かわさき教育プランの進捗状況について報告を受け、意見を述べること。
- (3) かわさき教育プランの策定について意見を述べること。

(構成)

第3条 協議会は、13人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、市民代表、本市の教職員代表、学識経験等を有する者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 教育委員会は必要があると認めるときには、アドバイザーを置くことができる。

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、必要に応じて教育委員会が召集する。

(部会)

第6条 座長は、必要に応じて、部会を開くことができる。

- 2 部会の出席者及び部会長は、その都度、座長が指名する。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が協議会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

5 委員名簿

■平成25、26年度川崎市教育改革推進協議会 委員 ◎座長

		氏 名	現 職 等	専門部会		
				教育行政	学校教育	社会教育
学識経験者	1	◎小松 郁夫	常葉大学教職大学院教授	●		
	2	高木 展郎	横浜国立大学教育人間科学部附属 教育デザインセンター教授		●	
	3	田中 雅文	日本女子大学人間社会学部教授			●
	4	大下 勝巳	N P O 法人かわさき創造プロジェクト代表理事			●
市民代表	5	伊藤 好子	公募市民	●		
	6	杉村 寿重	公募市民			●
	7	松本 弘	川崎市地域教育会議推進協議会会长			●
	8	小原 良 (～H26. 9. 2) 齊藤 植栄 (H26. 9. 3～)	川崎市P T A連絡協議会会长		●	
教職員代表	9	佐藤 裕之 (～H26. 5. 27) 山崎 恵子 (H26. 5. 28～)	小学校長会副会長	●	●	●
	10	渡邊 壽久 (～H26. 5. 27) 伊藤 民子 (H26. 5. 28～)	中学校長会副会長	●	●	●
	11	松本 芳弘 (～H26. 5. 27) 宮津 健一 (H26. 5. 28～)	高等学校長会副会長		●	
	12	高木 正之助 (～H26. 5. 27) 巴 好子 (H26. 5. 28～)	特別支援學校長会会長 特別支援學校長会副会長		●	
	13	門倉 慎児	川崎市教職員組合執行委員長	●	●	

第2次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第1期実施計画（2015～2017）

平成27（2015）年3月

編 集 川崎市教育委員会総務部企画課

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3244

FAX 044-200-3950

E メール 88kikaku@city.kawasaki.jp